

ご存知ですか？

<総務省電気通信事業紛争処理委員会からのお知らせ>

電気通信事業者間などの紛争には、
無料の相談窓口・あっせん手続があります。



1. あっせんとは

- ◆ 総務省の電気通信事業紛争処理委員会は、法律・経済・会計・通信工学等の有識者5名の委員から構成されており、その他に、あっせんに参画する複数の特別委員がいます。
- ◆ 「あっせん」は、有識者である電気通信事業紛争処理委員会の委員・特別委員の中から3名程度を「あっせん委員」として指名し、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、迅速な解決を図る手続です。必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示します。
※「あっせん」は、両当事者の合意により進められる手続ですので、強制されることはありません。
- ◆ 「あっせん」は、**無料、非公開**で行われます。

2. あっせんが利用できる紛争の種類

A. 電気通信事業者間で電気通信設備の接続・共用等に関する協定・契約が調わないとき。

例1) ダークファイバの利用を断られた。

例2) 接続料について合意できない。

例3) 携帯電話事業者のネットワークを借りて移動通信サービスを提供しようとしているが、携帯電話事業者との契約の協議が調わない。

例4) コロケーションスペースの利用を断られた。

例5) 鉄塔の共用に係る費用負担について合意できない。(※1)

B. コンテンツ配信事業など(※2)を営む者と電気通信事業者との間で、コンテンツ配信事業等を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約の条件等について協議が調わないとき。(※1)

(※1) 下線部は、2010年の法改正により追加されたものであり、2011年夏頃(日付は別途政令で決定)からあっせん申請が可能です。

(※2) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)

3. お気軽に相談窓口へ

電気通信事業紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者の間での協定・契約に関する協議が難航した場合の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を行っています。

また、あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかないといった相談や「あっせんの手続(制度概要・申請方法等)を知りたい」「過去の類似事例を知りたい」等のお問い合わせについても幅広く受け付けています。

なお、相談は、**無料、非公開**で行っております。

事業者の間の紛争についてお困りの方は、以下の相談窓口までご連絡下さい。

【相談専用電話】

電話: **03-5253-5500**

【相談専用メールアドレス】

e-mail: **soudan@ml.soumu.go.jp**